

第 24 回緑の学会・ふれあい講演会業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

川口市の地場産業である植木をはじめ、花・造園・盆栽等の緑に関する産業や文化を広く発信するとともに、園芸の魅力を啓発し、川口市民を中心に多くの参加者の緑化意識の向上を図ることを目的に、著名人を招聘して講演会を実施する。

2 業務内容

- (1)業務名 第 24 回緑の学会・ふれあい講演会業務委託
- (2)履行期間 契約締結日から講演会終了後まで
- (3)業務内容 別紙仕様書のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額 1,100,000 円(消費税及び地方消費税含む。)

5 スケジュール

項目	日程	備考
①プロポーザル実施 HP 公表	9 月 14 日(月)	川口緑化センターHP にて各書式掲載
②質問受付	10 月 9 日(金)17 時迄	
③質問回答	随時	メールにて回答
④参加申込書提出期限	10 月 12 日(月)17 時迄	持参又は郵送(必着)
⑤提案書・見積書提出期限	10 月 16 日(金)17 時迄	持参又は郵送(必着)
⑥結果通知	10 月 23 日(金)以降	

6 参加資格

次の要件すべてに該当する者とします。

- (1)令和 8 年度川口市物品入札参加者名簿に登録されていること。
- (2)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3)川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4)川口市の締結する契約からの暴力団ほう助措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく会社更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (6)会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7)同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっているものが含まれていないものであること。
- (8)提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7 参加申込手続き

参加を希望し、参加資格を満たす者は下記の書類を提出してください。

- (1) 提出書類 参加申込書
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 締 切 日 令和 8 年 1 0 月 1 2 日(月)17 時(郵送の場合必着)
- (4) 提 出 先 〒334-0058 川口市安行領家 844-2
(公財)川口緑化センター 担当 本多

8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和 8 年 1 0 月 1 4 日(水)17 時までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知します。

9 質問受付及び回答

- (1) 質問方法 下記メールアドレスへメールで送付
- (2) 送 付 先 jurian@jurian.or.jp
- (3) 受付期間 令和 8 年 1 0 月 9 日(金)17 時迄
- (4) 回答方法 参加申込書に記載された全参加者のアドレスへメールにて回答

10 企画提案書の提出

参加資格を有することが認められた者は下記の書類を提出してください。

- (1)提出書類 ①提案書(任意様式)

次に掲げる事項について記載

- ・ 講演会の日時
- ・ 講師候補者の氏名・略歴・実績等の概要
- ・ 講演内容の概要(案)
- ・ 謝金及び交通費等講師招聘に係る経費の総額

- ②見積書(任意様式)

見積額の上限は 1,100,000 円(税込)とする。

- ③企業・団体概要(任意様式)

- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 締切日 令和8年10月16日(金)17時(郵送の場合必着)
- (4) 提出先 〒334-0058 川口市安行領家 844-2
(公財)川口緑化センター 担当 本多

11 選定

(1) 実施方法

- ア 別添「第24回緑の学会・ふれあい講演会業務委託審査基準表」に基づき、提案書による書面審査とします。
- イ 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、発注者が協議の上、順位を決定します。
- エ 提案内容について質問が出た際は、必要に応じ電話・メールにてヒアリングさせていただきます。

(2) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。

- ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ウ 選定の公平性を害する行為があったと発注者が認めた者
- エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

12 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後、書面により通知します。なお、結果についての異議の申し立ては一切受け付けません。

13 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、発注者から指示があった場合を除き認めません。

14 契約条件

(1) 契約の際に、優先交渉権者と企画内容の詳細を別途協議・調整の上、企画提案書及び見積書の内容等について、変更を行う場合があります。

(2)委託事業の全部または主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

(3)委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適切な管理を行うものとします。

(4)その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

15 その他

(1)このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を(公財)川口緑化センターに請求することはできません。

(2)参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(3)提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約を締結した者の提案書については、事前に通知することにより(公財)川口緑化センターが無償で利用できるものとします。

(4)選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は、契約を解除することがあります。

16 問合せ先

(公財)川口緑化センター 事業課 担当 本多

〒334-0058 川口市安行領家 844-2

電話：048-296-4021

FAX：048-295-0004

メールアドレス：jurian@jurian.or.jp